


注意事項			公印使用承認印	施行日等	
起案日	令和 1年 8月 7日			令和 1年 8月 9日	
供覧日					
文書番号	31県総第149号				
決裁種別	電子・紙併用				
施行方法	郵送		施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>	
備考			起案者氏名	[Redacted]	
			課 (地方機関)	県民総務課	
			グループ (課)	総務・企画・広報 G	
題名	あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について				文書種別
					伺い
課長	[Redacted]				
伊藤 正樹	[Redacted]				
保存期間	1年	標準ファイル名	各種会議		
伺い文	<p>あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を開催することに伴い、案の1により設置要綱、案の2により傍聴に関する要領を定めてよろしいか。</p> <p>御決裁の上は、委員の就任について、案の3により委員本人あて依頼し、案の4により委員本人が所属する団体あて依頼することとしてよろしいか。</p> <p>【委員一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩淵潤子 (アグロスパシア株式会社 取締役・編集長) ・上山信一 (慶應義塾大学 総合政策学部教授) ・太下義之 (独立行政法人国立美術館 理事) ・金井 直 (信州大学 人文学部教授) ・曾我部 真裕 (京都大学大学院 法学研究科教授) ・山梨俊夫 (独立行政法人国立美術館 国立国際美術館長) 				

2019年8月

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について

1. 趣旨

- 2010年から3年ごとに開催されている国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」について、そのあり方等を総合的に検証する。
- そうした中で、「表現の不自由展・その後」に関する企画、準備段階からの一連の経過を整理し、広く情報公開する。
- それとともに、ヒアリング等を通じて実行委員会、県庁等の関係団体における企画準備実行の体制に関する課題を抽出し、今後の類似のイベントの開催のやり方の改善策を提案する。
- 公金を使った芸術作品の展示のあり方、あるいは芸術活動への公金を使った支援のあり方、危機管理体制のあり方、対外コミュニケーションのあり方等について、これまでに県民や有識者等からいただいた意見を広く整理、咀嚼したうえで県に対して提言する。

2. 検討体制

有識者委員会を設置し、事務局とともに関係者へのヒアリング等を行い、課題を整理。委員会としての報告書をまとめ、あわせて知事に報告をする。

3. 検討期間

8月半ばから11月末まで。

ただし、必要に応じ中間報告を行う。

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員

岩淵 潤子

美術館運営・管理研究者、
青山学院大学客員教授

上山 信一（副座長）

慶應義塾大学総合政策学部教授

太下 義之

文化政策研究者、
独立行政法人国立美術館理事

金井 直

信州大学人文学部教授

曾我部 真裕

京都大学大学院法学研究科教授

山梨 俊夫（座長）

独立行政法人国立美術館 国立国際美術館長

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会設置要綱（案）

（目的）

- 第1条 あいちトリエンナーレについて、県及び実行委員会等の関係団体における企画、準備、実行の体制、公金を使った芸術作品の展示、芸術活動への支援、開催時の危機管理体制、対外コミュニケーション等のあり方を、客観的・専門的見地から総合的に検証するとともに、今後の類似イベントの充実・改善に向けた意見を聴取する等のため、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を置く。
- 2 検証委員会は、あいちトリエンナーレ及び今後の類似イベントの開催に関する改善策等を取りまとめ、その結果を知事に提言する。

（構成）

- 第2条 検証委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

（座長）

- 第3条 検証委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は検証委員会を統括し、検証委員会の会議の進行管理にあたる。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の権利義務）

- 第4条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職又は特別職の地方公務員には当たらず、第三者的立場から自由に意見を述べることとする。
- 2 委員は、この会議に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議の公開等）

- 第5条 検証委員会は、座長が招集する。
- 2 検証委員会の会議は原則として公開する。
- 3 会議の傍聴方法等については、別途定める要領による。
- 4 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。

（事務局）

- 第6条 検証委員会の庶務を処理するために事務局を置き、愛知県県民文化局県民生活部県民総務課及び同局文化部文化芸術課が共管してこれに当たる。
- 2 事務局には事務局長を置き、県民文化局文化部長をこれに充てる。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、2019年8月9日から施行する。

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・職
岩渕 潤子	美術館運営・管理研究者、 青山学院大学客員教授
上山 信一 (副座長)	慶應義塾大学総合政策学部教授
太下 義之	文化政策研究者、 独立行政法人国立美術館理事
金井 直	信州大学人文学部教授
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
山梨 俊夫 (座長)	独立行政法人国立美術館 国立国際美術館長

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の傍聴に関する要領（案）

（目的）

第1条 あいちトリエンナーレのあり方検証委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項に基づき、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会（以下「検証委員会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定める。

（傍聴人の決定）

第2条 検証委員会の傍聴人は、座長が決定する。

（傍聴人の定員）

第3条 検証委員会における傍聴人の定員は、各会議開催の公表時に明示する。

（傍聴の申込み）

第4条 傍聴を希望する者は、検証委員会傍聴申込書（様式1）により、座長（事務局）に申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、各会議開催の公表時に明示する。

（定員を超えた場合の取扱い）

第5条 締切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

（傍聴証券の交付）

第6条 傍聴人には、当日、傍聴証（様式2）、傍聴人心得及び検証委員会資料を交付する。

2 傍聴人は、傍聴証を胸に着用して、検証委員会開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
- (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。
- (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

傍聴人心得

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができません。

- 1 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- 2 酒気を帯びていると認められる者
- 3 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって座長が許可した場合は、この限りではない。
- 4 ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者。
- 5 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。
- 6 その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を胸につけてください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しく下さい。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 止むを得ない場合を除き、席を離れないでください。
- 4 帽子、コート等は着用しないで入室してください。
- 5 携帯電話等については、電源を切って入室してください。
- 6 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 7 会議における首論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 8 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン等を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 9 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。
- 10 座長が傍聴を認めない議題に関する検討等を行う場合は、速やかに退場してください。

これらの事項を守らない場合、又は座長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

(様式1)

検証委員会傍聴申込書

年 月 日

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会座長 殿

本日開催されます、貴検証委員会の傍聴を申し込みます。

住所：

氏名：

年齢：

(様式1)

検証委員会傍聴申込書

年 月 日

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会座長 殿

本日開催されます、貴検証委員会の傍聴を申し込みます。

住所：

氏名：

年齢：

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(様式2)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
傍 聴 証

年 月 日限

傍聴人氏名 _____

31県総第149号

2019年8月 日

岩 淵 潤 子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員への就任について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴方様に本委員会の委員に御就任いただき、専門的な立場から御意見をいただきたいと存じますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

また、報償費（謝金）及び旅費の振込先等について、別紙の返送をお願いいたします。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

上山信一様

愛知県知事 大村秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員への就任について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴方様に本委員会の委員に御就任いただき、専門的な立場から御意見をいただきたいと存じますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

また、報償費（謝金）及び旅費の振込先等について、別紙の返送をお願いいたします。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

太下 義之 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員への就任について (依頼)

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日(木)から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴方様に本委員会の委員に御就任いただき、専門的な立場から御意見をいただきたいと存じますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

また、報償費(謝金)及び旅費の振込先等について、別紙の返送をお願いいたします。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

金井 直 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員への就任について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴方様に本委員会の委員に御就任いただき、専門的な立場から御意見をいただきたいと存じますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

また、報償費（謝金）及び旅費の振込先等について、別紙の返送をお願いいたします。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

曾我部 真裕 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員への就任について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴方様に本委員会の委員に御就任いただき、専門的な立場から御意見をいただきたいと存じますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

また、報償費（謝金）及び旅費の振込先等について、別紙の返送をお願いいたします。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

山 梨 俊 夫 様

愛知県知事 大 村 秀 章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員への就任について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴方様に本委員会の委員に御就任いただき、専門的な立場から御意見をいただきたいと存じますので、御多忙のところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

また、報償費（謝金）及び旅費の振込先等について、別紙の返送をお願いいたします。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

令和元年 月 日

愛知県知事殿

「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の出席に係る報償費(謝金)
及び旅費の振込先について

フリガナ	
氏名	印
フリガナ	
自宅住所	〒
電話番号	

1 振込先

※もし御辞退される場合はチェックしてください。

報償費辞退 旅費辞退

私は「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」に出席し、報償費及び旅費については以下の金融機関の口座に振り込むことを依頼します。

なお、当該報償費及び旅費の請求は、県民文化局県民生活部県民総務課 [] に委任します。

＜振込先口座＞ (※報償費及び旅費の両方を辞退される場合は記入不要)

銀行名	銀行・信金 農協・信組	
支店名	支店 出張所	店番 ()
預金種別・口座番号	普通・当座	番号
フリガナ		
口座名義		

※ 出席者本人又は所属団体名義の口座以外には振り込めませんので、御注意ください。

所属団体名義の口座の場合は、所属団体を委員の代理人とし、その代理人に受領を委任したこととさせていただきます。

※ ゆうちょ銀行の口座は指定できません。

2 旅行経路 (※旅費を辞退される場合は記入不要)

出発地住所: _____

出発地最寄駅等: _____ (電車・地下鉄・バス)

※ 出発地は自宅又は勤務地のいずれかで記載してください。

31県総第149号

2019年8月 日

アグロスパシア株式会社

代表 小田垣 栄司 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴社 岩淵潤子様に、本委員会の委員に就任いただきたいので、委員会への出席等について格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、岩淵潤子様には、別に依頼させていただいております。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

慶應義塾大学

塾長 長谷山 彰 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について (依頼)

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日(木)から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴大学総合政策学部教授 上山信一様に、本委員会の委員に就任いただきたいので、委員会への出席等について格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、上山信一様には、別に依頼させていただいております。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

独立行政法人国立美術館
理事長 柳原 正樹 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴館理事 太下義之様に、本委員会の委員に就任いただきたいので、委員会への出席等について格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、太下義之様には、別に依頼させていただいております。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

信州大学

学長 濱田 州博 様

愛知県知事 大 村 秀 章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴大学人文学部教授 金井 直様に、本委員会の委員に就任いただきたいので、委員会への出席等について格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、金井 直様には、別に依頼させていただいております。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

京都大学

総長 山極 壽一 様

愛知県知事 大村 秀章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴大学大学院法学研究科教授 曾我部 真裕様に、本委員会の委員に就任いただきたいので、委員会への出席等について格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、曾我部 真裕様には、別に依頼させていただいております。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp

31県総第149号

2019年8月 日

独立行政法人国立美術館

理事長 柳原 正樹 様

愛知県知事 大 村 秀 章

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会について（依頼）

盛夏の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の行財政運営につきまして、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2010年から3年ごとに国内最大規模の国際芸術祭である「あいちトリエンナーレ」を開催することとし、今年度、2019年8月1日（木）から4回目となる「あいちトリエンナーレ2019」を実施しているところであります。

そうした中、今回の展示作品のうち、企画展「表現の不自由展・その後」を中心に様々な課題が生じておりますので、別添の設置要綱のとおり、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会を置くことといたしました。

つきましては、貴館国立国際美術館長 山梨俊夫様に、本委員会の委員に就任いただきたいので、委員会への出席等について格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、山梨俊夫様には、別に依頼させていただいております。

担 当 県民文化局県民生活部県民総務課
総務・企画・広報グループ

電 話 052-954-6158 (ダイヤルイン)

ファックス 052-961-1310

電子メール kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp